平成２６年（フ）第１０４６号
千葉市美浜区幸町１丁目21番20―202号
債務者　内田　光夫
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５４号
千葉市若葉区愛生町87番地２
債務者　山田　旭宏
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５５号
千葉市中央区栄町40番４号　プチビル101号
債務者　冨永　吉信
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７４号
千葉市美浜区稲毛海岸１丁目２番９棟206号
債務者　工宗　　忠
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７５号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｃ－５棟536号
債務者　寺田　明美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８４号
千葉市若葉区都賀５丁目23番22号　ジュエルＢ－102号
債務者　中村　寛勅
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８９号
千葉県船橋市二和西４丁目32番７号
債務者　阿部　雅子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９７号
千葉県船橋市栄町１丁目18番28号　森荘103号
債務者　高橋　敬子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１０号
千葉県市川市福栄３丁目15番３―103号　Ｏｐｕｓ21
債務者　西浦　雅美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７９号
静岡県裾野市深良2676番地の３
債務者　山本　幸枝
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
高知市竹島町140番地４
債務者　津村　佳克
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９号
高知県香南市野市町西野2063番地１　清藤マンション301号
債務者　小松　　栄
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１２号
愛知県豊川市馬場町上石畑44番地
債務者　松井ゆみ子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午前11時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２３９号
釧路市愛国東２丁目20番９号　桑興ハイツＣ202号
債務者　原田　直輝
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９６８号
東京都足立区平野３丁目26―10―203
債務者　荒井　雅美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６９号
東京都新宿区西落合３丁目21―13―202
債務者　石橋　美穂
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８６号
東京都武蔵野市境５丁目17―24―101
債務者　今井　勝子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００２号
東京都東久留米市南沢４丁目７－４
債務者　山本　尚志
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部